

(AC1) 土木学会企画委員会規則

昭和61年6月27日	制 定
平成元年3月31日	一部改正
平成10年4月24日	〃
平成18年3月23日	〃
平成23年11月18日	〃
平成24年5月11日	〃

(目的)

第1条 土木学会企画委員会（以下「委員会」という。）は、長期的、総合的な視点から学会事業の諸策を練り、会長および理事会に提案・提言し、その具体化を計ることを目的とする。

(活動)

第2条 委員会は、次の活動を行う。

- (1) 土木学会の中長期計画に関する提案
- (2) 土木学会の新規活動に関する提案
- (3) 新技術の研究・開発の企画と組織化の提案
- (4) 各種委員会活動への提言および統廃合に関する提案ならびに委員会相互の活動の調整
- (5) 基金等の運営
- (6) 各種助成金交付に関する審査および交付に関すること
- (7) その他、企画運営に関すること

(構成)

第3条 組織構成は、委員会および委員会の業務を補佐する幹事会とする。また、委員会は、必要に応じて期間を限定して小委員会・分科会（小委員会等）を設置できる。

- 2 委員会の構成員は、委員長1名、副委員長1名、委員兼幹事長1名および、委員25名以内（うち委員兼幹事10名以内を含む）とする。
- 3 役職者の業務は次のとおりとする。
 - (1) 委員長は委員会を代表し、委員会活動を総括する。
 - (2) 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたるときは、委員長の職務を代行する。
 - (3) 幹事長は幹事会を代表し、幹事会活動を総括する。
 - (4) また、小委員会には委員長を、分科会には主査を置くことができる。委員の人数は必要最小限とする。

(委員長・委員等の選出方法と任期)

第4条 委員長・委員等の選出方法は次のとおりとする。

- (1) 委員長は、企画部門担当理事の中から会長が指名する。
 - (2) 副委員長は、委員の中から1名を委員長が選任する。
 - (3) 委員は、会長が指名する企画部門担当理事および会員の中から委員長が選任する。
 - (4) 幹事長・幹事は委員の中から委員長が選任する。
 - (5) 小委員会等の小委員長・主査は、企画委員会委員の中から委員長が選任する。
 - (6) 小委員会等の委員は、会員の中から小委員会等の委員長・主査が選任する。
- 2 企画部門担当理事である委員の任期は、当該理事の期間とする。他の委員の任期は2年とし、原則として留任を認めない。また、半数交代を原則とする。

(委員会の運営)

第5条 委員会は、委員長が招集する。また、委員長は、必要に応じて文書をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。

(事務局)

第6条 土木学会における担当部署は、会員・企画課とする。

(規則の変更)

第7条 この規則の変更は、理事会において行う。

附則 (昭和61年6月27日 理事会議決) この内規は、昭和61年6月27日から施行する。

附則 (平成元年3月24日 理事会議決) この変更内規は、平成元年3月31日から施行する。

附則 (平成10年4月24日 理事会議決) この変更内規は、平成10年4月24日から施行する。

附則 (平成18年3月23日 理事会議決) この変更内規は、平成18年3月23日から施行する。

附則 (平成23年11月18日 理事会議決) 内規から規則に変更し、平成23年11月18日から施行する。

附則 (平成24年5月11日 理事会議決) この変更規則は、平成24年4月16日から施行する。